

よくある質問と回答

【保健所が行う積極的疫学調査の重点化について】

Q 積極的疫学調査とは。

A 発症日から 14 日前からの感染者の行動歴（いつ、どこで、誰と、どのような接触があったか）を調査し感染源の探索を行う他、濃厚接触者の特定をして感染拡大防止を図る目的として行われる調査です。

Q なぜ積極的疫学調査の重点化を行ったのか。

A 令和 4 年 1 月から新規感染者数が急増し、保健所がお一人お一人の感染者に対し丁寧に積極的疫学調査を実施することが困難となっていました。

そこで、医療の必要な方を早期に治療につなげることを最優先とするため、リスクが高い施設（医療機関、高齢者施設、障がい福祉施設）に対する調査に重点化することといたしました。

そのため、感染者の職場（学校、保育園等含む）等が上記施設ではない場合、当面の間保健所による調査（濃厚接触者の特定等）を休止し、学校や企業の管理者の方などに対し、濃厚接触者の可能性のある方のリストアップや自宅待機の周知などをお願いしているところです。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

Q 重点化の対象となる「高齢者施設」、「障がい福祉施設」とは具体的にどのような施設か。

A 以下のサービスを提供している施設を想定しています。

【高齢者施設】

- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・介護療養型医療施設
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・有料老人ホーム
- ・サービス付き高齢者向け住宅
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護（ショートステイ）

【障がい福祉施設】

- ・障害者支援施設
- ・障害児入所施設
- ・共同生活援助事業所（グループホーム）
- ・宿泊型訓練事業所
- ・短期入所事業所（ショートステイ）
- ・療養介護事業所

【濃厚接触者について】

Q 濃厚接触者の定義は？

「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。）の感染可能期間において当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当する者と言われております。

（濃厚接触者の定義は国立感染症研究所感染症疫学センターの「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和3年1月8日版）」より）

《感染の可能性がある期間》

- ①有症状者の場合：症状が出た日の2日前から療養解除の基準*を満たすまで
- ②無症状者の場合：陽性となった検体を採取した日の2日前から療養解除の基準を満たすまで

※ 療養解除の基準：

- 有症状の場合・・発症日から10日間かつ症状軽快後72時間経過等
- 無症状の場合・・検体採取日から7日間（7日間無症状であることが必要）

《範囲》

次のいずれかに該当する場合

- 患者と同居または長時間の接触があった
- 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクをきちんと着用せず、感染者と15分以上の接触があった
- 適切な感染防護（マスク着用など）なしに感染者を診察、看護もしくは介護をした
- 患者の気道分泌液もしくは体液等に直接触れた可能性が高い

（参考）濃厚接触の可能性が高い場面の例

- ・近距離で飲食しながら会話をした
- ・休憩室や更衣室などでマスクをしないで会話をした
- ・喫煙所で一緒に喫煙をした
- ・近い座席で長時間を過ごした
- ・換気の悪い空間（車内等を含む）で長時間一緒に過ごした

濃厚接触者については、こちらのページをご覧ください。

県HP「濃厚接触者の定義に該当する方へ」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/noukousessyoku.html>

Q 濃厚接触者の定義について、長時間とはどれくらいか等具体的な目安を知りたい

A 申し訳ありませんが具体的な目安をお示しすることはできません。

新型コロナウイルスは以下により感染しますので、これらの特徴を踏まえ、総合的に判断してください。

(厚生労働省ホームページより)

感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染します。一般的には1メートル以内の近接した環境において感染しますが、エアロゾルは1メートルを超えて空気中にとどまりうことから、長時間滞在しがちな、換気が不十分であったり、混雑した室内では、感染が拡大するリスクがあることが知られています。

また、ウイルスが付いたものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることにより感染することもあります。WHOは、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大72時間、ボール紙では最大24時間生存するなどとしています。

Q 濃厚接触者の特定は誰が行うのか？

A 感染者ご本人が濃厚接触者と思われる方を特定してその方に連絡していただきます。

また、従業員から感染者となった旨連絡があった場合、学校または企業等は、学校内（社内）の濃厚接触者について特定してください。

Q 濃厚接触者として特定すると自宅待機となると思うがその根拠は？

A 法的な根拠はありませんが、感染拡大防止のため協力していただけるようお願いしてください。

Q 濃厚接触者の自宅待機期間は？

A 最後に感染者と接触のあった日を0日として、7日間となります。

2/1 (接触のあった日)	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8
0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日

この場合、最後に接触のあった2/1の翌日から数えて2/8が7日目となります。

ただし、自宅待機期間終了後も10日間が経過するまでは、検温等健康観察を行う他、リスクの高い場所の利用や会食を避ける、マスクなど感染対策を徹底する等の対応をお願いします。

Q 濃厚接触者の自宅待機期間中の過ごし方は？

- A 毎日2回体温測定をしていただくほか、体調に変化がないか健康観察をお願いします。また、不要不急の外出は控えてください。万が一外出する必要がある場合でも、公共交通機関の利用はしないでください。同居家族がいる場合は、マスク着用、部屋を分ける、食事は別、トイレの消毒など家庭内においての感染対策を徹底してください。

Q 濃厚接触者の家族等も自宅待機となるのか。

- A 濃厚接触者の家族等濃厚接触者と接触していた方には、自宅待機をお願いする必要はありません。

【検査について】

Q 濃厚接触者といわれた。現在無症状ではあるが心配なのでPCR検査を受けたいがどうしたらよいか。薬局等の無料検査所を利用しても良いか

- A 感染者や症状のある方を治療につなげることを最優先とするため、検査は控え自宅待機していただくようお願いします。

また、濃厚接触者は薬局等の無料検査所を利用することはできません。感染拡大防止のため絶対に利用しないでください。

ただし、自宅待機期間中に発熱など体調に変化があった場合は、かかりつけ医や受診相談センター（電話：025-256-8275、025-385-7541、025-385-7634）、もしくは保健所に連絡してください。

Q 療養期間が終了し復帰する。念のため、PCR検査を受けたい。

- A 療養終了時の感染性は極めて低いと考えられています。そのため、療養終了の際に「陰性を確認するための検査」は実施する必要はありません。

Q 療養期間が終了したが、職場から「出勤するのであれば陰性証明が必要」と言われたので、検査をしてほしい。

- A 現在、新潟県では陰性証明のための検査は実施しておりません。陰性確認のための検査を受けたい場合には、自己負担（保険適用外）となります。

【学校・企業等で感染者が判明したら】

Q 従業員から、PCR 検査で陽性になったと連絡があったらどうすればいいか。

A まずは、感染者からの聞き取りで発症日（または検体採取日）を確認してください。

感染が判明した従業員が、発症する 2 日前以降に出勤されていた場合は、濃厚接触者を特定し、7 日間の自宅待機や健康観察のご協力を企業側からお願ひしてください。

また、自宅待機期間終了後も健康観察、リスクの高い場所や会食を控えること、マスク等感染対策を徹底するようお願ひしてください。

感染が確定した従業員の方が、発症する 2 日前から出勤されていないのであれば、濃厚接触者に該当する従業員はいないことになります。詳細は県ホームページをご覧ください。

県 HP 「濃厚接触者の定義に該当する方へ」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/noukousessyoku.html>

Q 従業員に感染者が判明した。濃厚接触者は PCR 検査を受けた方が良いか。

A 感染者や症状のある方を治療につなげることを最優先とするため、検査は控え濃厚接触者は自宅待機していただくようお願ひしてください。

ただし、濃厚接触者である従業員の体調に変化があった場合は、従業員本人からかかりつけ医や受診相談センター（電話：025-256-8275、025-385-7541、025-385-7634）、保健所に連絡するよう指示してください。

Q 濃厚接触者とした従業員以外の従業員も自宅待機をさせたほうがよいのか。

A その他の従業員の自宅待機は必要ないと考えられますが、学校・企業等でご判断ください。

Q 濃厚接触者ではないが風邪症状がある（熱や咳など）の従業員への対応は、どうしたらよいのか。

A 発熱などの風邪症状がある時は、会社を休んでいただくよう指示してください。

指示された従業員は、日頃受診しているかかりつけ医のいる医療機関に電話でご相談ください。かかりつけ医がいない場合は、受診・相談センター（電話：025-256-8275、025-385-7541、025-385-7634）もしくは保健所に相談してください。

Q 感染した従業員の職場の消毒は、誰が行うのか。

A 学校・企業等で行っていただきます。

感染者が使用したと思われる場所の消毒は、アルコール消毒液（70%～80%）もしくは次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）を用いてください。

Q 濃厚接触者となった従業員がいる。外出自粛期間の証明書が欲しい。

A 保健所では証明書を発行しておりませんのでご了承ください。

Q 感染者が出了ことを、ホームページなどで公開するべきなのか。

A 法令等の定めはありませんので、企業等でご判断ください。

Q 飲食店を経営している。感染者が出た場合、いつから営業を再開して良いのか。

A 法令等の定めはありませんので、営業の再開については企業等でご判断ください。

Q 学校の学級閉鎖、園の閉園、企業の運営についてどうしたらよいか。

A 濃厚接触者に関しては、感染者と最終接触した翌日から起算して7日間の健康観察と外出自粛をお願いしております。学級閉鎖や閉園・営業停止の判断および再開に関しては原則として保健所から指示することはありませんので、学校や園の設置者、企業等でご判断ください。